

「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定（局令第84号）

公布日：2025年11月13日

国家知識産権局令

第84号

『専利審査指南』の改正に関する国家知識産権局の決定は、2025年9月18日第5回局務会議において審議を経て採択されたので、ここに公布し、2026年1月1日より施行する。

局長 申長雨

2025年11月10日

「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定

国家知識産権局は、「専利審査指南」について、次のように改正することを決定した。

一. 第一部分第一章第4.1.2節の改正

(一)「専利審査指南」第一部分第一章第4.1.2節の第1段落を次のように改める。

専利法実施細則第14条では、発明者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指すと規定している。虚偽の発明者を記載してはならない。専利審査手続において、審査官は願書に記載された発明者が当該規定に合致するかどうかについて一般的に審査を行わない。ただし、願書に記載された発明者が当該規定に合致しないことを示す証拠がある場合を除く。

(二)「専利審査指南」第一部分第一章第4.1.2節の第2段落の「発明者は個人でなければならない、願書に機構又は組織、及び人工知能の名称を記載してはならず、例えば『××課題グループ』又は『人工知能××』などとしてはならない。」を、「発明者は個人（即ち、自然人）でなければならない、願書にすべての発明者の身元情報を記載し、かつ情報が真実であることを確保しなければならない。願書に機構又は組織、及び人工知能の名称を記載してはならない。例えば『××課題グループ』又は『人工知能××』などとしてはならない。」に改める。

本節のその他の内容に改正はない。

二. 第一部分第一章第4.1.6節の改正

(一)「専利審査指南」第一部分第一章第4.1.6節の第2段落に次の内容を新たに追加する。

専利代理機構は、願書に記載された出願人の身元情報と連絡方法を確認しなければならない。

(二)「専利審査指南」第一部分第一章第4.1.6節の最後の段落として次の内容を新たに追加する。

専利代理機構又は専利代理人は、自己の名義により専利を出願するか、又は専利権無効宣告を請求する場合には、「専利代理条例」に従い処理する。

本節のその他の内容に改正はない。

三. 第一部分第一章第6.2節の改正

「専利審査指南」第一部分第一章第6.2.1.2節及び第6.2.2.2節にそれぞれ最後の段落として次の内容を新たに追加する。

分割出願の原出願において、優先権が主張されたにもかかわらず、出願人が分割出願の提出時に願書で当該優先権を主張する旨を声明していない場合には、分割出願において当該優先権は主張されていないものとみなされ、審査官は優先権を主張していないものとみ

なす通知書を発行しなければならない。

本節のその他の内容に改正はない。

四. 第二部分第一章第 4.4 節の改正

「専利審査指南」第二部分第一章第 4.4 節の第 1 段落を次のように改める。

動物及び植物は生きている物体である。専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。専利法でいう動物とは人を含まず、前記動物とは自ら合成できず、自然の炭水化物とタンパク質を摂取することではかその生命を維持できない生物をいう。専利法でいう植物の品種とは、人為的な選択又は発見を通じて、かつ改良を通じて、形態的特徴と生物学的特性が一致し、遺伝形質が相対的に安定している植物集団をいう。動物及び植物の品種は専利法以外の他の法律法規により保護することができ、例えば、植物の新品種は「植物新品種保護条例」により保護することができる。

本節のその他の内容に改正はない。

五. 第二部分第三章第 6.2.2 節の改正

「専利審査指南」第二部分第三章第 6.2.2 節の最後の段落を次のように改める。

同一の出願人が同日（出願日のみ）に同様の発明創造について、実用新案と発明専利の両方を出願した場合には、専利法実施細則第 47 条の規定に基づき、出願時に同様の発明創造についてすでに別の専利を出願したことをそれぞれ説明しなければならない。説明しない場合には、専利法第 9 条第 1 項の同様の発明創造には 1 件の専利権を付与することしかできない旨の規定に従い処理する。説明した場合に、発明専利出願が審査を経て拒絶理由が見つからないときは、出願人に規定の期限内に実用新案専利権の放棄を声明するよう通知しなければならない。出願人が放棄を声明した場合には、発明専利権を付与する決定を下し、かつ発明専利権の付与を公告する時に併せて出願人の実用新案専利権を放棄する旨の声明を公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合には、当該発明専利出願を拒絶しなければならない。出願人が期限を過ぎても応答しない場合には、当該発明専利出願を取り下げたものとみなす。

出願人は、すでに付与された実用新案専利権を放棄する場合には、審査意見通知書の応答時に、実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。この時、権利付与条件に合致しているが、まだ権利付与されていない発明専利出願に対し、権利付与通知書を発行するとともに、前述の実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、専利局で登録及び公告し、公告に前述の実用新案専利権が発明専利権の公告授与日より消滅する旨を明記しなければならない。

本節のその他の内容に改正はない。

六. 第二部分第四章第 6.4 節の改正

「専利審査指南」第二部分第四章第 6.4 節を次のように改める。

発明が創造性を有するかどうかは、保護を請求する発明を対象としており、そのため、発明の創造性に対する評価は、請求項により限定している技術的解決手段に対して行わなければならない。創造性の判断は、請求項により限定している技術的解決手段全体に対して評価を行わなければならない。つまり、特定の技術的特徴が創造性を有するかどうかを評価するのではなく、技術的解決手段が創造性を有するかどうかを評価しなければならない。

発明における従来技術に貢献している技術的特徴、例えば、発明が、予期できない技術的效果を得ることができるような技術的特徴、又は発明が技術的偏見を解消したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。さもなくば、明細書に記載があつて

も、発明の創造性の評価時に考慮しない。技術的課題の解決に対して貢献しない特徴は、請求項に記載しても、通常、技術的解決手段の創造性に影響を与えることはない。

【例】

カメラに係る発明であって、発明が解決しようとする技術的課題は、シャッターのより柔軟な制御をいかに実現するかであり、これはカメラ内部の関連する機械的な構造及び回路的な構造を改良することにより実現される。請求項が創造性を有しないと審査官から指摘された後、出願人は、カメラ筐体の形状、表示画面の大きさ、バッテリー収納部の位置などの特徴を請求項に追加した。明細書では、請求項に追加された特徴が前記技術的課題の解決と何らかの関係があるとは説明されておらず、これらの追加された特徴は請求項の主題自体に暗に含まれている通常の構成要素であるか、又は当業者がその一般的な技術的知識や通常の実験の手段に基づき得ることができるものであり、また、出願人は、これらの技術的特徴が、保護を求める技術的解決手段にさらなる技術的効果をもたらすことを証明できる証拠、又はそれを説明する十分な理由も提出していないため、上記技術的特徴は、前記技術的課題の解決に対して貢献せず、かつ保護を求める技術的解決手段に創造性をもたらすことはない。

七. 第二部分第九章第6節の改正

(一)「專利審査指南」第二部分第九章第6節の表題を次のように改める。人工知能、ビッグデータなどに係るアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明專利出願の審査関連規定

(二)「專利審査指南」第二部分第九章第6.1節を次のように改める。

審査は、保護を求める解決手段、つまり、各請求項により限定される解決手段に対して行い、必要な場合には明細書の内容に対して行わなければならない。審査において、技術的特徴とアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴などを簡単に切り離してはならず、請求項に記載のすべての内容を1つの全体とし、関連する技術的手段、解決する技術的課題及び取得する技術的効果に対して分析を行わなければならない。

(三)「專利審査指南」第二部分第九章第6.1節に第6.1.1節として次の内容を新たに追加する。

6.1.1 專利法第5条第1項に基づく審査

アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明專利出願について、その中のデータ収集、ラベル管理、ルール設定、推奨戦略などが、法律、公序良俗に違反するか、又は公共利益を妨げる内容を含む場合には、專利法第5条第1項の規定に基づき、專利権を付与することができない。

(四)「專利審査指南」第二部分第九章第6.1節の「6.1.1 專利法第25条第1項第(2)号に基づく審査」を「6.1.2 專利法第25条第1項第(2)号に基づく審査」に改め、「6.1.2 專利法第2条第2項に基づく審査」を「6.1.3 專利法第2条第2項に基づく審査」に改め、「6.1.3 新規性と創造性の審査」を「6.1.4 新規性と創造性の審査」に改める。

(五)「專利審査指南」第二部分第九章第6.2節に第(1)号として次の内容を新たに追加する。

(1) アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明專利出願が、法律、公序良俗に違反するか、又は公共利益を妨げる場合には、專利権を付与することができない。

【例1】

ビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システム
出願内容の概要

発明専利出願の解決手段は、ビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システムであり、当該システムは、撮影モジュールと顔認識モジュールを通じて、顧客の顔の特徴情報を収集し、かつ顧客の身元識別情報を取得し、収集した情報に対するデータ分析を行い、顧客のマットレスに対する真の選好を評価し、業者のプレジジョン・マーケティングを支援する。

出願の請求項

マットレス展示機器と管理センターを含むビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システムであって、

前記マットレス展示機器は、マットレス製品の展示やその販売の支援、及び顧客データの収集に用いられる制御モジュールと情報収集モジュールを含み、前記制御モジュールは、管理センターとのデータ交換に用いられ、前記情報収集モジュールは、顧客の顔の特徴情報を収集し、キーポイント検出アルゴリズムを利用して顔の姿勢を調整することで、正規化された顔画像を取得し、顔検出アルゴリズムにより、正規化された顔画像の認識すべき顔領域を特定し、かつ主成分分析法と組み合わせて顔領域内の顔の特徴を抽出することにより、顧客の身元識別情報を取得するための撮影モジュールと顔認識モジュールを含み、

前記管理センターは、管理サーバと分析支援システムを含み、前記管理サーバは複数のマットレス展示機器を管理し、前記分析支援システムは、顧客の身元識別情報に基づき、マットレス展示機器により収集されたデータを分析し、顧客の真の選好を把握し、かつ管理センターに分析結果をフィードバックする、

ことを特徴とするビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システム。

分析及び結論

「中華人民共和国個人情報保護法」の関連条項では、次のように規定されている。公共の場において、画像収集設備、個人の身元を識別する設備を設置する場合には、公共安全の維持のために必要な場合であるものとし、国の関連規定を遵守し、かつ明白にこれを表示する標識を設置しなければならない。収集した個人の画像、身元識別情報は公共安全の維持のためにのみ用いることができ、その他の目的に用いてはならない。個人の個別的同意を得た場合には、この限りではない。

当該発明創造において保護を求める解決手段から見ると、画像収集と顔認識手段をショッピングモールなどの経営場所でのマットレスのプレジジョン・マーケティングに適用するため、公共安全の維持のために必要なものではない。また、顧客のマットレスに対する真の選好を知り、分析するために、顧客の顔情報を収集し、かつその身元識別情報を取得する行為は明らかに顧客が認識していない状況の下で行われ、願書でもデータ取得又は情報収集が合法的で、規則に合致していることが示されていない。したがって、当該発明創造は法律に違反しており、専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権を付与することができない。

【例2】

自動運転車の緊急意思決定モデルの構築方法

出願内容の概要

発明専利出願の解決手段は、自動運転車の緊急意思決定モデルの構築方法であり、歩行者の性別や年齢を障害物データとし、トレーニングされた意思決定モデルを通じて、障害物を回避できない場合の保護対象者と衝突対象者を特定する。

出願の請求項

自動運転車の緊急意思決定モデルの構築方法であって、

自動運転車の過去の環境データと過去の障害物データを取得するステップであって、前記過去の環境データが、車両の走行速度、走行する車線上の障害物との距離、隣接する車線上の障害物との距離、走行する車線上の障害物の運動速度と運動方向、隣接する車線上の障害物の運動速度と運動方向を含み、前記過去の障害物データが、歩行者の性別や年齢を含むステップと、

前記過去の環境データと過去の障害物データの特徴抽出を行い、深層学習モデルである意思決定モデルの入力データとし、障害物を回避できない場合の車両の過去の走行軌跡を意思決定モデルの出力データとし、過去のデータに基づき意思決定モデルのトレーニングを行うステップと、

リアルタイムの環境データとリアルタイムの障害物データを取得し、自動運転車が障害物を回避できない場合には、トレーニングされた意思決定モデルを用いて自動運転車の走行軌跡を決定するステップと、を含む、

ことを特徴とする自動運転車の緊急意思決定モデルの構築方法。

分析及び結論

当該発明創造は、自動運転車の緊急意思決定モデルの構築方法に係る。人間の命は年齢や性別に関係なく、その価値と尊厳は平等である。自動運転車の緊急意思決定モデルは回避できない事故において、歩行者の性別や年齢に基づき保護対象者と衝突対象者を選択すれば、「すべての人間は、生命に対する平等の権利を有する」という公衆の倫理観に反する。さらに、このような意思決定方式により、社会における性別や年齢に基づく偏見が助長されるだけでなく、公共交通機関の安全性が懸念され、テクノロジーと社会秩序に対する公衆の信頼が損なわれることになる。したがって、当該発明創造には公序良俗に反する内容が含まれており、専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権を付与することができない。

(六)「専利審査指南」第二部分第九章第6.2節の「(1) 専利法第25条第1項第(2)号の範囲内に属する、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、発明の保護の客体に該当しない。」を「(2) 専利法第25条第1項第(2)号の範囲内に属する、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、発明の保護の客体に該当しない。」に改め、「【例1】」を「【例3】」に改め、「(2) 技術的課題を解決するために、技術的手段を利用して、技術的效果を獲得するアルゴリズム特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。」を「(3) 技術的課題を解決するために、技術的手段を利用して、技術的效果を獲得するアルゴリズム特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。」に改め、「【例2】」を「【例4】」に改め、「【例3】」を「【例5】」に改め、「【例4】」を「【例6】」に改め、「【例5】」を「【例7】」に改め、「【例6】」を「【例8】」に改め、「【例7】」を「【例9】」に改め、「(3) 技術的課題を解決しておらず、又は技術的手段を利用しておらず、又は技術的效果を取得していないアルゴリズム特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当しないため、専利によって保護される客体には該当しない。」を「(4) 技術的課題を解決しておらず、又は技術的手段を利用しておらず、又は技術的效果を取得していないアルゴリズム特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当しないため、専利によって保護される客体には該当しない

い。」に改め、「【例8】」を「【例10】」に改め、「【例9】」を「【例11】」に改め、「【例10】」を「【例12】」に改め、「(4) 創造性の審査を行う時、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係が存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴の、技術的解決手段に対する貢献を考慮しなくてはならない。」を「(5) 創造性の審査を行う時、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係が存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴の、技術的解決手段に対する貢献を考慮しなくてはならない。」に改め、「【例11】」を「【例13】」に改め、「【例12】」を「【例14】」に改め、「【例13】」を「【例15】」に改め、「【例14】」を「【例16】」に改め、「【例15】」を「【例17】」に改める。

(七)「専利審査指南」第二部分第九章第6.2節に【例18】及び【例19】として次の内容を新たに追加する。

【例18】

船舶の数を識別する方法

出願内容の概要

発明専利出願は、船舶の数を識別する方法を提供し、当該方法は、船舶の画像データを取得し、深層学習を通じて検出データモデルのトレーニングを行い、現在の海域における船舶の数を正確に識別する技術的課題を解決する。

出願の請求項

船舶の数を識別する方法であって、

船舶の画像データセットを取得し、かつデータセット内の画像情報に対して前処理を行い、画像情報内の船舶の位置と境界情報をマーキングし、かつ前記データセットをトレーニング用データセットとテスト用データセットに分割するステップと、

前記トレーニング用データセットを用いて深層学習を行い、トレーニング用モデルを構築するステップと、

前記テスト用データをトレーニング用モデルに入力してトレーニングを行うことにより、船舶テスト結果データを取得するステップと、

前記船舶テスト結果データに予め設定された誤差パラメータを乗算し、実際の船舶の数を決定するステップと、を含む、

ことを特徴とする船舶の数を識別する方法。

分析及び結論

引用文献1では、木の実の数を識別する方法が開示されており、具体的には、画像情報を取得するステップと、画像内の果実の位置と境界をマーキングするステップと、データセットを分割するステップと、モデルのトレーニングを行うステップと、実際の果実の数を決定するステップと、が開示されている。

発明専利出願の解決手段と引用文献1の違いは識別対象だけである。船舶と果実には、外観、体積、存在する環境などの違いがあるが、当業者にとって、実際の数を識別するための情報をマーキングするステップ、データセットを分割するステップ、モデルのトレーニングを行うステップなどは、すべて画像内の識別対象の位置関係を対象としたものであり、また、深層学習、モデルのトレーニング過程における、識別対象の違いによりトレーニング方法、モデルレイヤーなどに加えられた変更は請求項にも反映されていない。画像内の船舶のデータのマーキングと画像内の果実のデータのマーキングをすることによりトレーニング用のデータセットを取得し、モデルのトレーニングを行うだけで、深層学習、モデルの構築又はトレーニング過程などに対する調整又は改良は見られていない。したがって、保護を求める発明の技術的解決手段は創造性を有しない。

【例 19】

鋼スクラップ等級分けニューラルネットワークモデルの構築方法

出願内容の概要

鋼スクラップは収集保管する際に、鋼材の平均サイズに応じて等級分けを行う必要があるが、保管された鋼スクラップが雑然として互いに積み重ねられており、手作業によるサイズ測定や等級判定は効率が低く、等級分けの精度が高くない。発明専利出願は、鋼スクラップ等級分けニューラルネットワークモデルの構築方法を提供し、畳み込みニューラルネットワーク学習を通じて、等級分け出力を有する等級分けニューラルネットワークモデルを生成し、鋼スクラップの等級分けの効率と精度を向上させることができる。

出願の請求項

鋼スクラップ等級分けニューラルネットワークモデルの構築方法であって、前記モデルは、収集保管された鋼スクラップに対する等級分けに用いられ、前記方法は、

複数の画像を取得し、複数の画像の異なる鋼スクラップ等級を決定し、前記画像に対して前処理を行い、異なる等級の画像データの特徴を抽出し、抽出された異なる等級の画像データの特徴に対して畳み込みニューラルネットワーク学習を行い、等級分け出力を有する等級分けニューラルネットワークモデルを生成するステップを含み、

前記画像データの特徴の抽出は、画像画面のピクセルマトリックスデータに対する畳み込みニューラルネットワークによる畳み込み演算の集合を抽出するものであり、畳み込み層又は畳み込み層とプーリング層からなる複数の経路の出力の集合により、画像内の物体の色、エッジの特徴及びテクスチャの特徴の抽出と、画像内の物体のエッジ、テクスチャの間の関連する特徴の抽出を実現することを含み、

ここで、前記の画像内の物体の色、エッジの特徴の抽出は畳み込み層とプーリング層からなる 3 つの経路の出力の集合により実現する。具体的には、左から順に 1 層のプーリング層からなる第 1 経路、2 層の畳み込み層からなる第 2 経路及び 4 層の畳み込み層からなる第 3 経路である。前記の画像内のテクスチャの特徴の抽出は上記画像内の物体の色、エッジの特徴の抽出結果を統合した後に、畳み込み層からなる 3 つの経路の出力の集合により実現する。具体的には、左から順に畳み込み層がない第 1 経路、2 層の畳み込み層からなる第 2 経路及び 3 層の畳み込み層からなる第 3 経路である。

前記のエッジ、テクスチャの間の関連する特徴の抽出に対する畳み込み演算の経路数は画像内の物体の色、エッジ及びテクスチャの特徴の抽出に対する畳み込み演算の経路数より多い。

分析及び結論

再生資源は出所が複雑で、種類が多く、材質の差が大きいことから、再生資源のリサイクル率を向上させるために、鋼スクラップが小型スクラップ、加工スクラップ、圧縮スクラップ又はその他の種類のいずれに該当するのか正確に識別する必要があるが、引用文献 1 は、その問題を解決するために、畳み込みニューラルネットワークモデルに基づき鋼スクラップの種類を識別する方法を提供するものであり、かつ鋼スクラップの種類が確定した複数の画像データを取得し、前記画像データに対して前処理を行い、特徴を抽出し、畳み込みニューラルネットワークを用いてトレーニングを行い、かつ製品モデルを獲得するための関連のステップを具体的に開示している。

発明専利出願の解決手段と引用文献 1 の違いは、トレーニングされるデータと抽出される特徴が異なり、畳み込み層とプーリング層の経路数やレイヤー構成も異なることである。引用文献 1 に対して、発明が実際に解決する技術的課題は、鋼スクラップの等級分けの精度をいかに向上させるかである。引用文献 1 は、種類が決定された鋼スクラップの画

像データを用いて特徴を抽出し、かつモデルのトレーニングを行うのに対して、発明専利出願は、鋼スクラップの平均サイズに応じて等級分けを行うために、雑然として互いに積み重ねられている鋼スクラップの画像から鋼スクラップの形状、厚さを識別する必要があり、画像内の鋼スクラップの色、エッジ及びテクスチャなどの特徴を抽出するために、モデルのトレーニング過程において畳み込み層とプーリング層からなる経路数とレイヤー構成などを調整し、上記アルゴリズムの特徴と技術的特徴が機能面で互いにサポートし合い、相互作用の関係が存在し、鋼スクラップの等級分けの精度を向上させることができることから、技術的解決手段に対する前記アルゴリズムの特徴の貢献を考慮しなければならない。上記畳み込み層とプーリング層からなる経路数とレイヤー構成の調整などは、その他の引用文献に開示されておらず、また当分野における公知常識でもなく、従来技術全体において上記引用文献 1 に対して改良を行い、発明専利出願の技術的解決手段を獲得するとの示唆は存在せず、保護を求める発明の技術的解決手段は創造性を有する。

(八)「専利審査指南」第二部分第九章第 6.3.1 節の第 1 段落を次のように改める。

アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の明細書は発明がその技術的課題を解決するために採用する解決手段を明瞭、完全に説明しなければならない。前記解決手段が技術的特徴を含むのであれば、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用関係の存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴をさらに含んでもよい。人工知能モデルの構築又はトレーニングに係る場合には、通常、モデルに必要なモジュール、レイヤー又は接続関係、トレーニングに必要な具体的手順、パラメータなどを明細書に明瞭に記載する必要がある。人工知能モデル又はアルゴリズムを特定の分野又はシーンに適用する場合には、通常、当業者が明細書に記載される内容に従い、当該発明の解決手段を実現できるように、モデル又はアルゴリズムを特定の分野又はシーンとどのように組み合わせるのか、アルゴリズム又はモデルの入出力データをどのように設定してその内在する相関関係を示すのかななどを明細書に明瞭に記載する必要がある。

(九)「専利審査指南」第二部分第九章第 6.3 節に第 6.3.3 節として次の内容を新たに追加する。

6.3.3 審査例

【例 20】

顔特徴の生成に用いられる方法

出願内容の概要

発明専利出願は、空間変換ネットワークが設けられた第 1 畳み込みニューラルネットワークにより生成された特徴領域画像を集合させ、各第 2 畳み込みニューラルネットワークに対して情報共有を実現することにより、メモリ資源の占有を減少させるとともに、顔画像生成結果の精度を向上させることができる。

出願の請求項

顔特徴の生成に用いられる方法であって、

識別すべき顔画像を取得するステップと、

前記識別すべき顔画像を第 1 畳み込みニューラルネットワークに入力し、前記識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成するステップであって、前記第 1 畳み込みニューラルネットワークが、顔画像から特徴領域画像を抽出するために用いられるステップと、

前記特徴領域画像セット内の各特徴領域画像を対応する第 2 畳み込みニューラルネットワークに入力し、当該特徴領域画像の領域顔特徴を生成するステップであって、前記第

2 畳み込みニューラルネットワークが、対応する特徴領域画像の領域顔特徴を抽出するために用いられるステップと、

前記特徴領域画像セット内の各特徴領域画像の領域顔特徴に基づき、前記識別すべき顔画像の顔特徴セットを生成するステップと、を含み、

ここで、前記第1畳み込みニューラルネットワークには、顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークがさらに設けられており、及び、

前記識別すべき顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、前記識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成するステップは、前記識別すべき顔画像を前記空間変換ネットワークに入力し、前記識別すべき顔画像の特徴領域を決定するステップと、前記識別すべき顔画像を前記第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、決定された特徴領域に基づき、前記識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成するステップと、を含む、

顔特徴の生成に用いられる方法。

明細書の関連段落

本出願の実施例により提供される顔特徴の生成に用いられる方法は、まず、取得した識別すべき顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力することにより、識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成することができる。第1畳み込みニューラルネットワークは、顔画像から特徴領域画像を抽出するために用いることができる。そして、特徴領域画像セット内の各特徴領域画像を対応する第2畳み込みニューラルネットワークに入力し、当該特徴領域画像の領域顔特徴を生成することができる。第2畳み込みニューラルネットワークは、対応する特徴領域画像の領域顔特徴を抽出するために用いることができる。その後、特徴領域画像セット内の各特徴領域画像の領域顔特徴に基づき、識別すべき顔画像の顔特徴セットを生成することができる。即ち、第1畳み込みニューラルネットワークにより生成された特徴領域画像セットは、各第2畳み込みニューラルネットワークに対して情報共有を実現することができる。これは、データ量を減らすことで、メモリ資源の占有を減少させるとともに、生成効率の向上に役立つ。

生成結果の精度を向上させるために、第1畳み込みニューラルネットワーク内に顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークを設けることができる。この時、電子機器は識別すべき顔画像を空間変換ネットワークに入力することにより、識別すべき顔画像の特徴領域を決定することができる。このように、第1畳み込みニューラルネットワークは、入力される識別すべき顔画像に対して、空間変換ネットワークにより決定された特徴領域に基づき、特徴層上の特徴領域にマッチングする画像を抽出することにより、識別すべき顔画像の特徴領域画像セットを生成することができる。本出願では、第1畳み込みニューラルネットワークにおける空間変換ネットワークの具体的な設定位置は限定されていない。空間変換ネットワークは、継続的な学習を通じて、異なる顔画像の異なる特徴の特徴領域を決定することができる。

分析及び結論

発明専利出願は、顔特徴の生成に用いられる方法の保護を求めるものであり、顔画像生成結果の精度を向上させるために、第1畳み込みニューラルネットワーク内では、顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークを設けることができるが、明細書には、第1畳み込みニューラルネットワークにおける当該空間変換ネットワークの具体的な設定位置が記載されていない。

当業者であれば分かるように、空間変換ネットワークは全体として、第1畳み込みニューラルネットワーク内の任意の位置に挿入し、畳み込みニューラルネットワークのネスト

構造を形成することができる。例えば、当該空間変換ネットワークは、第1畳み込みニューラルネットワークの第1層とすることができ、また、第1畳み込みニューラルネットワークの中間層とすることもでき、上記位置はその画像の特徴領域を識別する能力に影響することはない。トレーニングを通じて、空間変換ネットワークは、異なる顔画像の異なる特徴が所在する特徴領域を決定することができる。これにより、空間変換ネットワークは、特徴領域分割をするように第1畳み込みニューラルネットワークを指導できるだけでなく、入力データに対してシンプルな空間変換を行い、第1畳み込みニューラルネットワークの処理効果を向上させることもできる。以上により、発明専利出願で用いられたモデルのレイヤーははっきりとしており、各レイヤー間の入力/出力及びその間の関係は明確であり、ここで、畳み込みニューラルネットワークと空間変換ネットワークはいずれも既知のアルゴリズムであり、当業者は上記記載に基づき、対応するモデルアーキテクチャを構築することができる。したがって、発明専利出願において保護を求める解決手段は、明細書において十分に開示されており、専利法第26条第3項の規定に合致する。

【例21】

生物情報に基づきがんを予測する方法

出願内容の概要

発明専利出願は、生物情報に基づきがんを予測する方法を提供するものであり、トレーニングされた悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを通じて、血液ルーチン検査、血液生化学検査指標及び顔画像特徴を共にスクリーニングモデルの入力として、悪性腫瘍罹患予測値を得ることにより、悪性腫瘍予測の精度を向上させるという技術的課題を解決する。

出願の請求項

生物情報に基づきがんを予測する方法であって、

スクリーニング対象者の血液ルーチン検査結果、血液生化学検査結果を取得し、血液ルーチン検査、血液生化学検査結果における検査指標、年齢、性別を識別するステップと、スクリーニング対象者の正面からの素顔の顔画像を取得し、顔画像特徴を抽出するステップと、

悪性腫瘍強化スクリーニングモデルに基づき、対応するスクリーニング対象者の悪性腫瘍罹患予測値を予測するステップと、を含み、

ここで、悪性腫瘍強化スクリーニングモデルのトレーニングプロセスは、同一人物の血液ルーチン検査結果、血液生化学検査結果及び顔画像を含む大規模な個体群サンプル集合を構築し、血液ルーチン検査結果、血液生化学検査結果及び顔画像特徴を用いて学習サンプルを構築し、学習サンプルを用いて機械学習アルゴリズムモデルのトレーニングを行い、悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを得ることである、

ことを特徴とする生物情報に基づきがんを予測する方法

明細書の関連段落

現在、腫瘍マーカーを用いて悪性腫瘍を識別する時、腫瘍マーカーの基準が閾値より大きい場合には、悪性腫瘍であると判定することができず、閾値より小さい場合でも、悪性腫瘍の可能性を否定することができないため、腫瘍マーカーに基づくがんの予測は精度が高くない。本出願は、血液ルーチン検査、血液生化学検査指標及び顔画像を用いてさまざまな悪性腫瘍の識別精度を向上させるものである。本出願は、血液検査データを活用すると同時に、顔画像に反映されたスクリーニング対象者の健康状態を参考にして、悪性腫瘍の罹患確率をより正確に予測することができ、ここで、悪性腫瘍強化スクリーニングモデルの演算特徴の選択は、血液ルーチン検査データと血液生化学検査結果の一部又は全部の指標を利用することができる。

分析及び結論

発明専利出願が解決しようとする技術的課題は、悪性腫瘍の予測精度をいかに向上させるかであり、上記技術的課題を解決するために、当該解決手段は、トレーニングされた悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを用いて、血液ルーチン検査、血液生化学検査指標及び顔画像特徴を共にスクリーニングモデルの入力とすることにより、悪性腫瘍罹患予測値を得ようとするものである。しかし、血液ルーチン検査と血液生化学検査という2種類の一般的な生化学検査項目にはそれぞれ数十の検査指標が含まれているが、明細書には、腫瘍予測の精度に関する重要な指標が具体的にどの指標なのか、又はすべての指標を参照し、各指標に異なる重みをつけて予測を行ったのかについて記載されておらず、当業者であっても、悪性腫瘍を判定するためにどの指標を使用することができるのか特定することができない。さらに、現在の科学研究によると、顔面皮膚がんなど一部の腫瘍を除き、顔特徴と悪性腫瘍罹患の間に関連性が存在するかどうかはまだ不明であり、明細書にも、「判断の根拠となる要素」と「判断の結果」の間の因果関係について記載がなく、又は証明もされていない。また、明細書には、当該解決手段を用いて複数の悪性腫瘍を識別する精度が、腫瘍マーカーを用いて識別する精度より高いこと、又は悪性腫瘍の罹患確率をランダムに判断する精度レベルより明らかに高いことを証明できる検証データが一切提供されていない。当業者は、明細書に開示された内容に基づくだけでは、本出願の解決手段によりその解決しようとする技術的課題を解決できるかどうかを確定することができない。したがって、発明専利出願において保護を求める技術的解決手段は、明細書において十分に開示されておらず、明細書は専利法第26条第3項の規定に合致しない。

本節のその他の内容に改正はない。

八、第二部分第九章第7節の新規追加

「専利審査指南」第二部分第九章に第7節として次の内容を新たに追加する。

7. ビットストリームを含む発明専利出願の審査関連規定

ストリーミングメディア、通信システム、コンピュータシステムなどの応用分野では、さまざまな種類のデータがビットストリームの形式により生成、記憶、伝送されるのが一般的である。本節では、専利法及びその実施細則の規定に基づき、ビットストリームを含む発明専利出願により保護される客体の審査及び明細書と請求の範囲の記載について具体的に規定することを目的とする。

7.1 保護される客体の審査

7.1.1 専利法第25条第1項第(2)号に基づく審査

請求項の主題が単なるビットストリームのみに係る場合には、当該請求項は専利法第25条第1項第(2)号に定める知的活動の規則と方法に該当し、専利により保護される客体には該当しない。例えば、「ビットストリームであって、構文要素A、構文要素B、……を含むことを特徴とするビットストリーム」。

請求項について、その主題の名称を除き、それを限定するすべての内容が単なるビットストリームのみに係る場合には、当該請求項は専利法第25条第1項第(2)号に定める知的活動の規則と方法に該当し、専利により保護される客体には該当しない。例えば、「ビットストリームを生成する方法であって、当該ビットストリームが構文要素A、構文要素B、……を含むことを特徴とするビットストリームを生成する方法」。

7.1.2 専利法第2条第2項に基づく審査

デジタルビデオ符号化・復号化の技術分野において、通常、ビデオデータはビデオ符号化方法を通じてビットストリームを生成し、ビットストリームはビデオ復号化方法を通じてビデオデータを生成する。ビットストリームを生成する特定のビデオ符号化方法が専利

法第 2 条第 2 項に定める技術的解決手段に該当する場合には、当該特定のビデオ符号化方法により限定される、当該ビットストリームを記憶又は伝送する方法及び当該ビットストリームを記憶するコンピュータが読み取り可能な記憶媒体は、記憶又は伝送する資源の最適な配分を実現することができるため、当該特定のビデオ符号化方法により限定される記憶又は伝送する方法及びコンピュータが読み取り可能な記憶媒体は専利法第 2 条第 2 項に定める技術的解決手段に該当し、専利により保護される客体に該当する。

7.2 明細書及び請求の範囲の記載

7.2.1 明細書の記載

特定のビデオ符号化方法により生成されるビットストリームを含む発明専利出願の明細書は、当業者が実現できることを基準として、当該特定のビデオ符号化方法について明確かつ完全な説明を行わなければならない。保護の主題が、当該ビットストリームを記憶又は伝送する方法及び当該ビットストリームを記憶するコンピュータが読み取り可能な記憶媒体に係る場合には、明細書はさらに、関連する説明を行うことにより、請求項をサポートしなければならない。

7.2.2 請求の範囲の記載

特定のビデオ符号化方法により生成されるビットストリームを含む発明専利出願は、記憶方法、伝送方法及びコンピュータが読み取り可能な記憶媒体の請求項として記載することができる。このような請求項は一般的に当該ビットストリームを生成する特定のビデオ符号化方法の請求項を基礎として、当該特定のビデオ符号化方法の請求項を引用するか、又は当該特定のビデオ符号化方法のすべての特徴を含む方法により記載しなければならない。

【例 1】

ビデオ符号化・復号化技術に係る発明専利出願は、以下のように請求項を記載することができる。

1. ビデオ符号化方法であって、
フレーム分割ステップと、……
……
エントロピー符号化ステップと、……を含む、ことを特徴とするビデオ符号化方法。
2. ビデオ符号化装置であって、
フレーム分割ユニットと、……
……
エントロピー符号化ユニットと、……を含む、ことを特徴とするビデオ符号化装置。
3. ビデオ復号化方法であって、
エントロピー復号化ステップと、……
……
フレーム出力ステップと、……を含む、ことを特徴とするビデオ復号化方法。
4. ビデオ復号化装置であって、
エントロピー復号化ユニットと、……
……
フレーム出力ユニットと、……を含む、ことを特徴とするビデオ復号化装置。
5. ビットストリームを記憶する方法であって、請求項 1 に記載のビデオ符号化方法を実行してビットストリームを生成し、前記ビットストリームを記憶することを特徴とするビットストリームを記憶する方法。
6. ビットストリームを伝送する方法であって、請求項 1 に記載のビデオ符号化方法を

実行してビットストリームを生成し、前記ビットストリームを伝送することを特徴とするビットストリームを伝送する方法。

7. コンピュータが読み取り可能な記憶媒体であって、その上にはコンピュータプログラム/命令及びビットストリームが記憶されており、当該コンピュータプログラム/命令がプロセッサにより実行される時に請求項 1 に記載のビデオ符号化方法により前記ビットストリームが生成されることを特徴とするコンピュータが読み取り可能な記憶媒体。

九. 第二部分第十章第 9 節の改正

(一)「専利審査指南」第二部分第十章第 9 節の第 2 段落を次のように改める。

「動物」という用語の定義は、本部分第一章第 4.4 節の規定を適用する。「植物」とは、光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タンパク質を合成して生命を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。ここで述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であってもよい。

(二)「専利審査指南」第二部分第十章第 9.1.2.3 節の最後の 2 段落を次のように改める。

技術的な処理なしに、自然界から見つけ出す、もともとその生息地に生息していた野生植物は専利法第 25 条第 1 項第 (1) 号に定める科学的発見に該当するため、専利権を付与することができない。ただし、野生植物が人為的に選択又は改良され、かつ産業上の利用価値がある場合には、当該植物自体は科学的発見の範疇に該当しない。

本部分第一章第 4.4 節に述べた「植物の品種」の定義に基づき、人為的に選択され、又は発見された野生植物を改良することにより得られた植物及びその繁殖材料が、その集団において一貫した形態的特徴と生物学的特性又は相対的に安定した遺伝形質を備えていない場合には、「植物の品種」と判断することができないため、専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号に定める範疇に該当しない。

(三)「専利審査指南」第二部分第十章第 9.1.2.4 節を次のように改める。

遺伝子組換え動物又は植物とは、遺伝子工学における組換え DNA 技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。それ自体はなおも、本部分第一章第 4.4 節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当する場合には、専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号の規定により、専利権が付与されてはならない。

本節のその他の内容に改正はない。

十. 第三部分第一章第 5.2.3.2 節の改正

「専利審査指南」第三部分第一章第 5.2.3.2 節の第 5 段落を次のように改める。

(3) の場合、出願人が国際段階において要求に合致した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応の証明書類を提出しなければならない。証明書類に、先行出願の出願人全員が署名するか、或いは押し印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けたコピーでなければならない。

本節のその他の内容に改正はない。

十一. 第三部分第一章第 7.3 節の改正

「専利審査指南」第三部分第一章第 7.3 節第 (3) 号を削除する。

本節のその他の内容に改正はない。

十二. 第四部分第一章第 6.2 節の改正

(一)「専利審査指南」第四部分第一章第 6.2 節の第 1 段落を次のように改める。

審査決定は通常、以下の内容を含む。

(二)「専利審査指南」第四部分第一章第 6.2 節第 (4) 号の最後の段落を削除する。

本節のその他の内容に改正はない。

十三. 第四部分第三章第 2.1 節の改正

「専利審査指南」第四部分第三章第 2.1 節の第 1 段落を次のように改める。

審査決定が行われた無効宣告案件で係わっている専利権について、同一の又は実質的に同一の理由と証拠を以って無効宣告請求を再度提出した場合、受理も審理もしないものとする。

本節のその他の内容に改正はない。

十四. 第四部分第三章第 3.2 節の改正

(一)「専利審査指南」第四部分第三章第 3.2 節に第 (2) 号として次の内容を新たに追加する。

(2) 無効宣告請求の提出が請求人の真の意思表示ではない場合。

(二)「専利審査指南」第四部分第三章第 3.2 節の「(2)」を「(3)」に改め、「(3)」を「(4)」に改め、「(4)」を「(5)」に改める。

本節のその他の内容に改正はない。

十五. 第四部分第三章第 3.3 節の改正

「専利審査指南」第四部分第三章第 3.3 節第 (3) 号を次のように改める。

復審・無効審判部がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一の又は実質的に同一の理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、当該理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。

本節のその他の内容に改正はない。

十六. 第四部分第三章第 4.6 節の改正

「専利審査指南」第四部分第三章第 4.6 節に第 4.6.4 節として次の内容を新たに追加する。

4.6.4 補正文書の提出

専利権者が請求の範囲を補正する場合には、その全文の差し替え頁及び補正対照表を提出しなければならない。

専利権者が同一の無効宣告請求の審理手続において提出した複数の補正文書がすべて本章第 4.6.3 節の規定に合致する場合には、最後に提出された補正文書に準ずるものとし、それ以外の補正文書は審査の対象としない。

本節のその他の内容に改正はない。

十七. 第五部分第二章第 1 節の改正

「専利審査指南」第五部分第二章第 1 節第 (1) 号の第 3 段落を次のように改める。

出願付加費とは、出願書類の明細書（添付図面、配列表を含む）の頁数が 30 頁を超えているか若しくは請求項が 10 項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、頁数又は項目数を以って算定される。規定の様式に従い提出されたコンピュータが読み取り可能な形式の配列表については、頁数を算定しない。

本節のその他の内容に改正はない。

十八. 第五部分第二章第 4.2.1 節の改正

(一)「専利審査指南」第五部分第二章第 4.2.1 節を次のように改める。

(1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金 600 元を納付すべきであるが、規定の期限以内に実際に納付した費用が 650 元である場合、超過納付となった 50 元について返還請求を提出することができる。

(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を 1 回提出すると、書誌的項目変更手数料 200 元を納付すべきであるが、当事者は 200 元を納付した後に、再度 200 元を納付した場合、2 回目に納付した 200 元について返還請求を提出することができる。

(3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号（又は専利番号）を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失となったか、或いは権利喪失後に専利に係る費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出することができる。

(4) 専利局で発明専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に、専利出願が取り下げられたものとみなされた場合、分割出願が提出されなかったものとみなされた場合、又は専利出願を取り下げる旨の声明が認められた場合には、当事者は納付した実体審査費に対して返還請求を提出することができる。

(5) 当事者が実体審査段階に進んだ発明専利出願に対して、1回目の審査意見通知書の応答期限満了前に自主的に出願を取り下げた場合、発明専利出願の実体審査費の50%を返還請求できる。応答意見を提出した場合は除く。

(6) 当事者は、専利権の終了後、又は専利権の全部無効を宣告する旨の決定の公告後に納付した年金に対して返還請求を提出することができる。

(7) 権利回復請求の審査許可手続の開始後、専利局が権利を回復しない旨の決定を下した場合には、当事者は納付した権利回復請求費及び関連費用に対して返還請求を提出することができる。

(二) 「専利審査指南」第五部分第二章第4.2.1.2節を削除する。

(三) 「専利審査指南」第五部分第二章第4.2.1.3節の「4.2.1.3 費用を返還しない場合」を「4.2.1.2 費用を返還しない場合」に改める。

本節のその他の内容に改正はない。

十九. 第五部分第七章第8節の改正

(一) 「専利審査指南」第五部分第七章第8.1節に第2段落として次の内容を新たに追加する。

出願人の請求により、専利出願に対して、優先審査、早期審査又は審査の延期など、必要に応じた審査を行うことができる。

(二) 「専利審査指南」第五部分第七章に第8.3節として次の内容を新たに追加する。

8.3 早期審査

国家レベルの知的財産権保護センター又は快速維権センターによる予備審査に合格した後提出された専利出願について、早期審査に関する規定を満たしている場合には、早期審査を行うことができる。

(三) 「専利審査指南」第五部分第七章第8節の「8.3 審査の延期」を「8.4 審査の延期」に改め、「8.4 専利局の自発的開始」を「8.5 専利局の自発的開始」に改める。

本節のその他の内容に改正はない。

二十. 第五部分第八章第1.3.2.6節の改正

「専利審査指南」第五部分第八章第1.3.2.6節を次のように改める。

専利権期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、元の専利権の期限満了による終了日、現専利権の期限満了による終了日が含まれる。

医薬品専利権の期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、医薬品名及び認可された適応症、元の専利権の期限満了による終了日、現専利権の期限満了による終了日が含まれる。

二十一. 第五部分第八章第1.3.2.7節の改正

「専利審査指南」第五部分第八章第1.3.2.7節を次のように改める。

専利実施許諾契約届出の発効の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、許諾人、被許諾人、発明の名称、出願日、発明の公開日、権利付与公告日、許諾の種類（独

占的、排他的、普通)、届出日が含まれる。

専利実施許諾契約届出の変更の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、変更日、変更事項(許諾の種類、許諾人、被許諾人)及び変更前・後の内容が含まれる。

専利実施許諾契約の届出抹消の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、許諾人、被許諾人、許諾契約の登録解除日が含まれる。

二十二. 第五部分第九章第 1.2.1 節の改正

「専利審査指南」第五部分第九章第 1.2.1 節に最後の段落として次の内容を新たに追加する。

国際出願又は分割出願については、専利証書に記載される専利出願日時点の発明者又は設計者の氏名、出願人の氏名又は名称とは、国際出願が中国国内段階に移行した時点、又は分割出願が提出された時点の発明者又は設計者の氏名、出願人の氏名又は名称をいう。


本節のその他の内容に改正はない。

二十三. 第五部分第九章第 2.2.1 節の改正

「専利審査指南」第五部分第九章第 2.2.1 節を次のように改める。

以下の状況による遅延は権利付与過程における合理的な遅延である。専利法実施細則第 66 条の規定に依拠して専利出願書類を補正した場合の復審手続、専利法実施細則第 103 条の規定に依拠した中止手続、専利法実施細則第 104 条の規定に依拠する保全措置、又は復審請求人が陳述した新たな理由若しくは提出した新たな証拠に基づき拒絶査定を取り消す復審手続、行政訴訟手続などのその他の合理的な状況。

本決定は、2026年1月1日より施行する。

付属書： 「専利審査指南」改正対照表.pdf

関連リンク：[「専利審査指南」の改正に関する説明](#)

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/13/art_74_202560.html

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。